

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 14 号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成 17 年瀬戸市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（環境課）</p> <p>第 19 条 <省略></p> <p>2 環境保全係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の防止及び調整</u>に関すること。</p> <p>及び <省略></p> <p>3 ごみ減量係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>産業廃棄物等関連施設の運用の指導</u>に関すること。</p> <p><u>環境課の庶務</u>に関すること。</p>	<p>（環境課）</p> <p>第 19 条 <省略></p> <p>2 環境保全係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>産業廃棄物</u>に関すること。</p> <p>及び <省略></p> <p><u>環境課の庶務</u>に関すること。</p> <p>3 ごみ減量係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>から まで <省略></p>

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。